

特別警報・避難情報等の発令時における児童の登下校について

特別警報が発令された場合は、児童の登下校について下記のような対応をします。

- 1 児童の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - ア 登校させない。
イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。
- 2 児童の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
 - ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

特別警報の発表基準

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

<市からの避難情報等発令時の対応>

市からの避難情報等が発令された場合は、緊急メールやホームページ等で対応をお知らせします。ただし、警戒レベル4が出たら、すぐ避難をしてください。警戒レベル5が出たら、命を守るための最善の行動をしてください。